

教員免許更新のおおまかな流れ

(文部科学大臣指定の高等専修学校に勤務する方々へ)

文部科学省初等中等教育局教職員課

学校教育法施行規則第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した専修学校(修了者に大学入学資格が認められる専修学校)の高等課程の教員(以下、「該当教員」という。)であり、教員免許状を持っている方々は、教員免許更新制についての確認に際しては本資料もご活用ください。

1. はじめに

現在、該当教員であり、教員免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状が該当します。臨時免許状は除きます。)を持っている方々は、各自の修了確認期限までの2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間(免許状更新講習受講期間)に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下、「高等学校等」という。)の教諭等と同様に免許状更新講習を受講することはできるものの、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていません。

このため、免許状更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限が過ぎてもお持ちの教員免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限が過ぎた後にお持ちの教員免許状を活用して高等学校等の教諭等となる場合には、それまでに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

このため、今後、高等学校等の教諭等となる可能性がある方々は、以下を参照しつつ各自で必要な取組を行ってください。

※ なお、該当教員が免許状更新講習を受講しないまま、修了確認期限を経過しても、免許状は失効しないため、「免許状を所有している」ことに変わりはありません。したがって、高等学校の普通免許状を有する方が、免許状更新講習を受講しないまま、修了確認期限を経過したとしても、「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」の「3. 指定の基準 ⑤」の「普通科目を担当する教員の相当数が、高等学校の普通免許状を所有していることが望ましいこと。」における「高等学校の普通免許状を所有している」という要件は引き続き満たすこととなりますのでご留意下さい。

2. 具体的な手続等

今後の高等学校等の教諭等に就く可能性、時期等を踏まえて、以下の(1)又は(2)の取組を行って下さい。

(1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合

上記1. のとおり、該当教員には、免許状更新講習の修了の義務は課されていませんが、予め、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者(住所地の都道府県の教育委員会)に更新講習修了確認申請を行うことも可能です。この場合の手続等は以下の図1を参照としてください。

《図1》

〈平成20年度中に行うこと〉

最初の修了確認期限の確認 (各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→最初の修了確認期限
平成 年 月

日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間 (免許状更新講習受講期間)のうちに行うこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日~平成 年 月

日



各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書で各所属長から該当職にあることを証してもらいます。)



大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する機関が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日

平成 年 1月 31

日



免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。



次の修了確認期限(先の修了確認期限から10

→次回の修了確認期限

年後)までは、免許状更新講習を受講することなく、いつでも高等学校等の教諭等に就くことができる状況になります。

平成 年 月
日

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1:昭和43年1月8日生まれの方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2:昭和60年1月8日生まれの方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。(教諭の免許状を持つ方でも栄養教諭免許状を持つ方は、この表に基づいてご確認ください。)

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

(2) 各自の修了確認期限後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

該当教員である場合、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、図2のように修了確認期限までに免許状更新講習の課程を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に高等学校等の教諭等に就くこととなったときには、その任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から、免許状更新講習の課程を修了した日から2年2ヶ月の期間内にあることについての「確認」を受けることが必要となります。

この場合の手續等は図3を参照としてください。

《図2》

この間に講習受講、「確認」申請手續(平成24年4月1日以降は免許管理者の「確認」がなされるまで高等学校等の教諭として採用されることはできない)

最初の修了確認期限	高等学校等の教諭等として採用予定
平24. 3. 31	平25. 4. 1
該当教員	高等学校等の教諭等

《図3》

〈平成20年度中に行うこと〉

最初の修了確認期限の確認 (各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→最初の修了確認期限
平成 年 月 日

～最初の修了確認期限が経過～

〈高等学校等の教諭等に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書で各所属長から該当職にあることを証してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあることについての「確認」の申請をします。

↓
免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

↓
高等学校等の教諭等に就くことができます。
確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで高等学校等の教諭等として勤務することが可能です。

3. 免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に際して、受講し、修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされています。(一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6、12、18時間以上で開設されます。)

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

《免許状更新講習の受講のしかたの例》

【K大学】

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(あわせて18時間以上の履修が必要。)

【パターン1】

【A大学】

18時間の講習を受講(例:高等学校の教科の指導法)

【パターン2】

【A大学】

12時間の講習を受講(例:高等学校理科の指導法)

【パターン3】

【A大学】

6時間の講習を受講(例:理科の指導法)

【B大学】

6時間の講習を受講(例:生徒の心理)

【B大学】

6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)

【C大学】

6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)

(参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

① 教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03-6734-3572

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

② 教員免許更新制の制度の詳細

→ 文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説> 教員免許更新制のしくみ」 (文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm) にも掲載中) をご覧ください。

③ 現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きフローチャート」 (文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm) にも掲載中) をご覧ください。

④ 文部科学省ホームページでは、下記のとおり、「必修領域」担当講師が活用できるのではないかと考えられる資料、データを各事項別に区分して体系的に提供しています。

「文部科学省ホームページ」 → 「教員免許更新制」

→ 「免許状更新講習を開設予定の方々へ」

→ 「免許状更新講習の内容に関するリンク先」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08072910.htm)

⑤ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて

→ 各都道府県教育委員会の免許担当

⑥ 修了確認期限がいつになるのかのチェックはこちら

「文部科学省ホームページ」 → 「教員免許更新制」

→ 「修了確認期限をチェック」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)